

第百八十二条中、「給付費審査委員会」を、「給付費等審査委員会」に改める。  
第百八十二条の次に次の一条を加える。

(賦課決定の期間制限)

第百八十二条の二 保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期(この法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。)の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

第百八十二条第一項中、「保険給付」の下に、「地域支援事業」を加える。

第百八十二条第一項中、「保険給付」の下に、「地域支援事業」を加え、同条第二項中、「若しくは第五十八条第一項中、「保険給付」の下に、「地域支援事業」を加え、同条第二項中、「若しくは第五十八条第一項中、「給付費審査委員会」を、「給付費等審査委員会」に改め、含む。」の下に、「第百五十五条の四十五の三第七項若しくは第百五十五条の四十七第七項」を加え、若しくは第六十一条の三第七項」を、「第六十一条の三第七項、第百五十五条の四十五の三第五項若しくは第百五十五条の四十七第七項」に、「職に」を、「者で」に、「なしに」を、「がなく」に改め、行つた者」の下に、若しくは第一号事業を行う者」を加え、同条第二項中、「又は第百五十五条の四十六第七項」を、「第百五十五条の四十六第八項」に、「の規定」を、「又は第百五十五条の四十八第五項の規定」に改める。

附則第九條第一項ただし書中、「入所又は入居(以下この条において、「入所等」という。))を、「入所等」に改める。  
附則に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第百五十七條第一項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

第百五十七條第一項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

第六條 介護保険法の一部を次のように改正する。

第八條第二項中、「第二十項」を、「第二十一項」に改め、同条第七項中、「こと」の下に、「利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、」を加え、同条第十一項中、「第二十項」を、「第二十一項」に改め、同条第十四項中、「夜間対応型訪問介護」の下に、「地域密着型通所介護」を加え、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十二項中、「夜間対応型訪問介護」の下に、「地域密着型通所介護」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中、「第二十六項」を、「第二十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を第二十一項とし、第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の一項を加える。

17 この法律において、「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。  
第四十二条の二第一項中、「費用」の下に、「地域密着型通所介護」を加え、同条第二項第二号中、「夜間対応型訪問介護」の下に、「地域密着型通所介護」を、「費用」の下に、「地域密着型通所介護及び」を加える。  
第四十二条の三第二項中、「費用」の下に、「地域密着型通所介護」を加える。  
第四十六条第一項中、「都道府県知事」を、「当該市町村の長又は他の市町村の長」に改める。

第四十七條第一項第一号中、「の都道府県」を、「の市町村」に、「、都道府県」を、「、当該市町村」に改め、同条第二項第一号中、「市町村」を、「市町村」に改める。

第五十九條第一項第一号中、「市町村」を、「、当該市町村」に改める。

第七十九條第二項中、「都道府県知事は」を、「市町村長は」に改め、同項第一号及び第二号中、「都道府県」を、「市町村」に改め、同項第六号の二中、「都道府県知事」を、「市町村長」に改め、同条第三項中、「都道府県」を、「市町村」に改める。

第八十一条第一項から第三項までの規定中、「都道府県」を、「市町村」に改める。

第八十二条中、「都道府県知事」を、「市町村長」に改める。

第八十二条の二の見出し中、「都道府県知事等」を、「市町村長等」に改め、同条第一項中、「都道府県知事又は」を、「市町村長」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第八十三条第一項中、「都道府県知事又は」を削る。

第八十三条の二第一項中、「都道府県知事」を、「市町村長」に改め、同項第一号中、「都道府県」を、「市町村」に改め、同条第二項から第四項までの規定中、「都道府県知事」を、「市町村長」に改め、同条第五項中、「市町村」を、「市町村長」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の下に、「(他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。))」を加え、「指定に係る事業所の所在地の都道府県知事」を、「他の市町村長」に改める。

第八十四条第一項中、「都道府県知事」を、「市町村長」に改め、同項第二号中、「都道府県」を、「市町村」に改め、同条第二項中、「市町村」を、「市町村長」に改め、「指定居宅介護支援事業者」の下に、「(他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。))」を加え、「指定に係る事業所の所在地の都道府県知事」を、「他の市町村長」に改める。

第八十五条中、「都道府県知事」を、「市町村長」に改める。

第百五十五条の三第五項中、「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加え、同条第六項中、「指定居宅介護支援事業者」を削り、同条第七項中、「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加える。

第八十一条第一項中、「指定居宅介護支援事業者」及び、「指定居宅介護支援の事業」を削り、同条第二項中、「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を、「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援の事業」を加え、同条第三項ただし書中、「指定居宅介護支援事業者」を削り、「指定地域密着型サービス事業者」の下に、「指定居宅介護支援事業者」を加える。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正)

第七條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成十八年改正前介護保険法」という。)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中、「できる」の下に、「ほか、当該偽りその他不正の行為によつて受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給又は第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によつて支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。」を加える。